

船員保険特別会計の改革の進捗状況

【1 概要】

- 船員保険法に基づく医療給付、職務上災害補償給付、失業給付等の事業運営を経理
- 被保険者数の減少（昭和46年度：268千人→平成16年度：63千人）に歯止めがかからず、保険料収入が減少し続けるなど、職務上年金部門を中心に抜本的な財政対策が必要な状況

【2 改革の方針】

- 平成22年度を目途に、船員保険事業のうち労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分は、労働保険特別会計のそれぞれの制度に統合
- 上記以外の部分は、国以外の公法人等に移管
- 制度見直しの詳細については、今後1年程度の期間をかけて検討

【3 改革の進捗状況】

- 平成17年12月、船員保険の当事者である船舶所有者及び被保険者の代表者等により構成される「船員保険制度の在り方に関する検討会」において船員保険事業のうち労災保険及び雇用保険に相当する部分についてはそれぞれ一般制度に統合し、その他の部分については国以外の公法人で実施することを基本とする報告書がとりまとめられた。
- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、船員保険特別会計については、平成22年度を目途に労働保険特別会計のそれぞれの制度に統合すること等を明記。
- 特別会計見直しの方向性を示すなど改革の方針を明記した行政改革推進法案を第164回通常国会に提出。